

公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月29日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

パソコン機器及びそれに付随する機器等 1台

(2) 納入期限

令和8年8月31日(月)

(3) 納入場所

大分県福祉保健部県民健康増進課執務室(大分市大手町3丁目1番1号)

(4) 借入期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日までの長期継続契約とする。

2 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (4) この公示の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品の機能等証明書(以下「機能等証明書」)を令和8年7月6日(月)午後5時00分までに下記4に掲げる部局に提出し、承認を受けた者。機能等証明書に関する詳細は、別添「機能等証明書作成要領」を参照のこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）による。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

大分県福祉保健部県民健康増進課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2748

5 契約条項を示す場所及び日時

入札説明書を令和8年7月10日（金）午前10時00分まで、大分県ホームページ及び電子入札システムに掲載することにより契約条項を示す。

6 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和8年7月7日（火）午前9時00分～同月10日（金）午前10時00分

7 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年7月10日（金）午前10時30分

8 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5（インターネット入札にあっては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納めること。ただし、令第167条の5の規定により知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を全額または一部の納付が免除される。

9 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 最低制限価格に関する事項

設定しない。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 再入札は1回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時（落札決定の日から7日以内）までに、入力した入札金額に12を乗じて得た額（年額）に、100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は

一部の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他

- (1)仕様書記載の「インストールガイド（機器構築編）」及び「インストールガイド（アプリケーション編）」、「データ移行手順書」については「機能等証明書」を提出した事業者に対してのみ配布を行います。
- (2)その他の詳細は入札説明書による。